

令和2年度に美浜区自主企画事業補助金交付要綱第5条の
規定による通知を受けた者に係る別表の規定について

1 趣旨

美浜区自主企画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）附則第3項の規定に基づき、令和2年度に要綱第5条の規定による通知を受けた者のうち、新型コロナウイルス感染拡大のため、十分な活動を実施できなかった者に対する要綱別表についての取り扱いを定める。

2 補助期間

最大4年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとする
ことができる。）。

3 補助金額

補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（以下「補助金対象額」という。）に10／
10を乗じて得た額（200,000円を上限とする。）とする。ただし、補助期間が4年目の場合は、令和
2年度の交付決定額から確定額を減じた額を上限とする。

4 その他

- (1) 4年目の申請を行う者は、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年度に補助金の交付決定された事業を十分に実施できなかったことを明らかにする理由書を作成し、指定の期日までに、要綱第3条に規定された書類とともに区長に提出するものとする。
- (2) 令和2年度に補助期間が3年目となる者が令和3年度に4年目の交付申請をする場合は、補助金の申請額を確定させるため、令和2年度の経費精算額（実績額）を令和3年1月末までに確定させるとともに、これに必要な事業計画及び収支予算の変更申請を行うものとする。

団体名	
-----	--

理由書

事業名	